

介護用品支給事業について

1 事業概要

在宅で介護する家族等の経済的負担を軽減するため、市民税非課税世帯で要介護4, 5の方を介護する家族等を対象に、介護用品(紙オムツ、尿とりパッド等)を現物支給しています。平成 13 年度から事業を開始し、令和8年度は 7 月時点で、44 名が支給を受けています。

利用人数等の推移

年度	利用人数	利用回数	支給額
令和 5 年度	82 人	601 回	4,124,434 円
令和6年度	93 人	698 回	4,960,440 円
令和7年度	87 人	648 回	4,586,916 円

2 国、県(補助金)の動向

介護用品支給事業は、地域支援事業における任意事業の「家族介護支援事業」として、事業費のうち一部を国や県から補助(国から 38.5%、県から 19.25%)を受け、市の一般会計(19.25%)と第1号被保険者の保険料(23.0%)と合わせて実施しています。しかしながら、平成 27 年4月からの第6期介護保険事業計画において「原則として任意事業の対象外」とされ、事業の縮小または廃止に向けて検討するよう厚労省より通知がありました。その後、激変緩和措置として第9期介護保険事業計画期間(～令和8年度末)までは任意事業の対象として取り扱いされてきましたが、現時点で引き続きこの激変緩和措置が継続される見込みはありません。

3 今後の事業実施について

在宅で介護を受ける高齢者や最期まで自宅で過ごしたいと考える高齢者は年々増加しており、本事業の公益性は高いものと考えます。令和 9 年度以降、地域支援事業における任意事業ではなくなる(国や県からの補助が終了する)見込みですが、財源を保健福祉事業(第1号被保険者の保険料のみを財源とする)へと転換し、本事業の継続を検討しています。

あわせて、支給対象要件のうち、要介護高齢者の要件を「要介護4又は5の認定を受けた者」から、「要介護3、4又は5の認定を受けた者」に拡充することを検討しています。拡充の理由としては、要介護3以上の方は特別養護老人ホームの入所対象となり、入所されている方は、オムツ費用等は施設の費用に含まれますが、在宅で介護する人は自己負担となり、経済的な負担差が生じているため、その不公平さを和らげることにあります。

なお、本事業に伴う国の取り扱いについては、12 月頃に厚生労働省から通知される見込みのため、通知があった際は、その内容を精査し、改めて対応を検討する予定です。

【改正概要】

	現行(令和8年度以前)	改正案(令和9年度以降)
支給要件 (介護認定)	要介護4、5	要介護3～5
財源	国の拠出金 :38.50% 県の拠出金 :19.25% 第1号保険料 :23.00% 市町村の拠出金 :19.25%	第1号保険料:100% (保健福祉事業)

【参考数値】

① 要介護認定者数(令和8年5月数値)

第1号被保険者 要介護3 1,337 名
 要介護4 1,741 名
 要介護5 972 名

② 所得段階別第一号被保険者

全体のうち、第1～3段階(世帯非課税)は約 30%

③ 対象者拡充の推計

	令和8年度	令和9年度
①と②を満たす人数	825 名 ※1	1,232 名 ※2
実際の受給者数	87 名	—
受給率	約 10%	15% ※3
受給者数(推計)	—	185 名

※1 要介護4、5の合計人数の約 30%

※2 要介護3～5の合計人数の約 30%

※3 要介護3の人は、在宅の割合が増加すると見込む

④ 保険料への影響

- ・対象を要介護3まで拡充することで、受給者数は 2.13 倍(87 名→185 名)になる。
 - ・令和9年度からは地域支援事業における任意事業ではなくなる見込みであり、保健福祉事業へと転換する。
- ⇒事業費見込みは 9,774 千円であり、被保険者(約 74,000 人)一人あたり年額約 132 円(月額約 11 円)の負担となる。